

平成 28 年度文京区障害者基幹相談支援センター運営方針

文京区 福祉部 障害福祉課
保健衛生部 予防対策課

1 障害者基幹相談支援センター設置の目的

障害者基幹相談支援センターは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援します。

また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となります。

2 平成 28 年度の取組

(1) 総合相談支援体制の構築

ア ワンストップ窓口の役割を担う

全ての障害に関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努めます。

イ 重複障害等の困難事例への対応

相談の中には、障害が重複している場合や、同居家族に何らかの障害がある、もしくは高齢による要介護状態であるといった場合があります。そのような困難事例について、アウトリーチ等による支援を行うとともに、福祉・医療・保健等の関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

ウ ピアサポート事業の実施

悩みや相談事など複数人の障害当事者同士で気軽に話し合える場を創出することにより、障害者の相談支援の拡充を図ります。

併せて、同じ障害のある方とマンツーマンで相談できるピアカウンセリングの実施に向け、ピアカウンセラーの養成に向けた準備を行っていきます。

(2) 地域移行・地域定着の促進

ア 入所施設や精神科病院への働きかけ

地域移行及び地域定着に関するマネジメントに向け、入所者や入院中の障害者について、地域移行に向けた取組が適切であると判断される対象者の把握をするため、医療機関への状況調査等を行います。また、関係課や事業所と協議するとともに、対象者に対する周知活動にも取り組んでいき

ます。

イ 地域の体制整備

地域定着に向け、必要となる地域の支援体制を構築するために、地域の事業者への周知を進めていきます。

(3) 地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業者や身体・知的障害者相談員等との連携・支援体制の強化

地域の相談支援事業者を始め、地域における相談支援に係る機関や個人との連携及びその他の地域の関係機関との連携を進め、地域全体の相談支援機能の向上を図ります。

イ 相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援（研修会等）

区内の多数事業所が参加する定例会議の充実や相談支援事業者等を対象とする専門研修を企画し、資質の向上を図ります。

ウ 各種講座及び講演会の開催

区内の障害者を対象とした各種講座の実施や情報発信等を行うことで、障害者の自立及び社会参加を推進していきます。

また、地域の方々を対象とした講演会等を実施することによって、障害者に対する理解促進を進めるための普及啓発活動に取り組みます。

(4) 権利擁護・虐待防止

ア 成年後見制度利用支援

成年後見制度利用に関する相談支援や情報提供を行います。

また、成年後見制度の利用が必要と判断される場合に、関係機関に繋ぐなどの支援を行います。

イ 虐待防止の取組

障害者虐待防止センターと連携して、虐待防止のための啓発活動や、研修等に取り組みます。

虐待の通報を受けた場合には、虐待防止センターと連携して、早期対応及び解決に向けた対応を行います。

ウ 障害者差別解消相談受付窓口としての取組

平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法により新たに設置する障害者差別解消相談受付窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談等を受付けます。

(5) その他

ア 自立支援協議会の開催

次の自立支援協議会専門部会の事務局を務めます。

- ・相談支援専門部会
- ・障害当事者部会

イ 自立支援協議会への報告

障害者基幹相談支援センターの活動計画を自立支援協議会に諮るとともに、実績報告を行います。（1月に中間報告）

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者名簿を受領・管理するとともに、避難行動要支援者のうち同意方式名簿に掲載されていない者について、平常時及び災害時における実態把握や安否確認、避難支援等を行います。

エ 心のバリアフリーハンドブックの改訂作業

障害のある人に対して、偏見や誤解なく自然に接することができるよう、理解を促進する心のバリアフリー啓発用ハンドブック（平成25年3月発行、平成26年7月改訂）を基に、平成28年4月1日施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の視点を取り入れたものに改訂します。